第３次西条市男女共同参画計画（案）概要

１．計画策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会の実現」は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、社会全体が思いやりの気持ちを持ち、一丸となって取り組むべき最重要課題です。

本市では、平成 28 年度から令和７年度までの 10 年間を計画期間とする「第 2 次西条市男女共同参画計画」により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきましたが、令和６年 11 月に実施しました「男女共同参画のための市民意識調査」及び「事業所実態調査」によりますと、まだまだ家庭内や職場、地域において、固定的性別役割分担意識が残っているということがうかがわれます。

近年、進行する少子高齢化や人口減少社会の到来、ジェンダー平等に係る国際的な合意など、我々を取り巻く情勢は日ごとに変化をしており、その変化に伴い、多様な働き方やライフスタイル、価値観が生まれる時代となっております。

こうした時代において、地域の活力を維持していくためには、性別に関わらず、一人ひとりが個人として等しく尊重されること（意識改革）はもとより、あらゆる市民が参加しやすい社会環境の整備が必要です。

第３次西条市男女共同参画計画においては、男女共同参画の考え方を本市のあらゆる分野の施策とリンクさせることで、地域に浸透させるように取り組んで参ります。

２　男女共同参画を取りまく本市の現状

あなたは、社会全体でみた場合に男女の地位は平等になっていると思いますか。
（R6 男女共同参画のための市民意識調査）

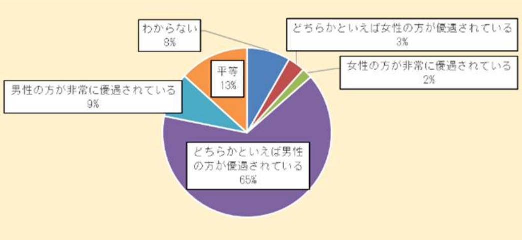

男女の地位については、多くの人が「男性の方が優遇されている」と考えています。

あなたの家庭では、次の家事や活動を主にだれが分担していますか。
（R6 男女共同参画のための市民意識調査）

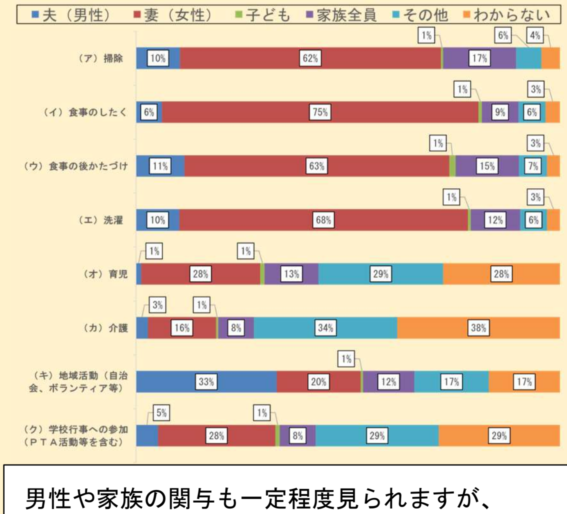

男性や家族の関与も一定程度見られますが、依然として女性の負担が大きい状況にあります。

３　計画の理念

西条市は、市民一人ひとりが性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

４　計画期間

本計画の計画期間は、令和８年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。ただし、計画期間中に実施する男女共同参画に関する市民意識・事業所調査の結果や、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行います。

５　計画の体系

主要課題	重点目標	施策の方向
Ⅰ 男女の人権の尊重	①あらゆる暴力の根絶	(1) 被害者の早期発見と支援
		(2) 暴力の発生を防ぐ環境づくり
		(3) 困難な問題を抱える女性への支援
	②メディアにおける人権の尊重	(1) 情報リテラシー能力の向上
		(2) 男女の人権を尊重した表現の促進
	③生涯を通じた健康支援	(1) 女性の健康管理の充実
		(2) 市民の主体的な健康づくり
Ⅱ 男女共同参画の視点に立った意識の改革	①男女共同参画の視点に立った意識改革と実践	(1) 男女共同参画に関連する啓発活動の実施
		(2) 男女共同参画に関連する意識調査の実施
	②男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	(1) 学校教育における男女平等教育の推進
		(2) 男女共同参画にかかるリーダー人材の育成
Ⅲ 意思決定の場への女性の参画拡大	①政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 行政における女性の参画拡大
		(2) 市民活動、地域活動における女性の参画拡大
		(3) 農商工分野における女性の参画拡大
	②様々な分野における男女共同参画の推進	(1) 防災分野における男女共同参画
		(2) 政治分野における男女共同参画
Ⅳ 仕事と生活の調和	①ワーク・ライフ・バランス（仕事と私生活の両立）の推進	(1) 仕事と私生活の両立
	②男女がともに働きやすい職場環境の整備	(1) 男女がともに働きやすい職場環境の整備
	③子育て・介護をする家庭への支援の充実	(1) 子育て・介護をする家庭への支援の充実